

## 1 日時・場所

平成 27 年 8 月 13 日（木）14：00～15：50

市役所 5 階第 5 会議室

## 2 出席者

委員 八ッ橋委員 牛尾委員 松岡委員 池上委員 若菜委員 田中委員  
(楠本委員は欠席)

事務局 須藤福祉部長 浅羽福祉部次長 廣末国保健康課長 塚本副主幹 西海副主幹  
西之原主事

傍聴者 1 人

## 3 議題

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 平成 26 年度逗子市国民健康保険事業特別会計歳入・歳出決算（案）について
- (3) 平成 28 年度国民健康保険料の改定について
- (4) パブリックコメントについて
- (5) その他

## 4 会議概要

- ・会議成立の報告
- ・福祉部長あいさつ
- ・資料確認
- ・委員及び職員紹介

### 【議題 1】会長及び副会長の選出について

会長 八ッ橋委員

副会長 若菜委員 を選出

(議事進行が、事務局から八ッ橋会長に変更)

### [保険料改定についての諮問書を会長へ提出]

### 【議題 2】平成 26 年度逗子市国民健康保険事業特別会計歳入・歳出決算（案）について事務局より説明

(田中委員) 歳入の収納率が 82.34%前年よりプラス 1.2%とおっしゃいましたね。わずかではあるが、何故改善がされたのかについて教えていただきたい。ですが、82%という水準はまだまだ高いとは言えないので引き続き 27 年度も改善の努力が望まれますが何かお考えの点がありましたらお聞きしたい。

(事務局) 82.34%の収納率は現年度分と滞納繰越分を合わせた収納率です。現年度分のみの

収納率は約 93%で、保険料改定の影響もあり前年度より下がっておりますが、市民の方の納付に対する前向きな姿勢をいただいておりますより低下しませんでした。滞納繰越分等の未納額に対する取り組みとしましては、督促状が出た時点で徴収員が訪問を行ったり、窓口や電話で接触があった際に地道に交渉等を行っています。前年度からの収納率のプラスは大きな取り組みというよりは、地道な取り組みが実を結んだものと理解しております。

(田中委員) 前回の委員会の 27 年度予算のときに質問したかったことなのですが、我々医療保険者側は、国からデータヘルス計画というものを作成して実行しなさいと言われていたのですが、本委員会で 27 年度予算の審議の際、全く触れていなかったものですからそれについてご回答いただけると幸いです。

(事務局) 市町村の保険者は現状では、データヘルス計画の作成について義務付けされておられません。ただし今年度中に作成を予定している市町村は全国的に約半数程度と聞いております。本市においても平成 26 年度に健康増進計画を策定するにあたりデータヘルス計画的なものを取り込めればと考えていて一部のデータについては分析し健康増進計画の施策に活かしております。データ作成に必要な国保連合会から提供される K D B システムが当初予定だった昨年 7 月から今年 1 月に遅れたことにより、健康増進計画に向けたデータヘルス計画として活かすことが出来なかったというところがございます。ただ、それ以外の市独自で行った市民意識調査を分析し計画に活かしました。今後 K D B システムのデータを活かしていきたいと思っております。健康増進計画は当面改正の予定はありませんが、逗子市の特定健診の実施計画が平成 29 年度までの計画なので、次期の平成 30 年度からの計画はデータを分析したものをふんだんに使って活かしていきたいと考えております。

(会長) 逗子市では東海大学の先生と組まれて、データ分析をよくされていたなという印象があるのですが、ああいったものも次回から活かしていかれたらなと思っております。

(事務局) はい。データを分析するところまではやっていますが、具体的に例えばこういう疾病の人が逗子には多いからそれを直接減らすためにこういうことをしましょうというつながりというのが難しいところがありまして、今後活かせるようにしていきたいと考えています。

(池上委員) 資料②の歳入 1 款 1 項 4 目、5 目、6 目の滞納繰越分について、一般被保険者分だけでざっと 5 千万円くらいありますね。これは要するに未納分ですか。払っていないということですね。今の徴収率が 82%で約 20%の人が払っていないということは、これは年々増えて行くということですか。それに関しては熱心に督促していくしか無いと思っておりますが、滞納分がどんどん累積していくとあつという間に 1 億円になってしまうのではとちょっと心配で、どうなのでしょう。

(事務局) 滞納繰越分にまわる分は、現年度分徴収率 93%程度の残りの 7%程度が時効になる前過去 2 年分の未納分です。(当市の場合は国保料なので時効が 2 年) 池上委員がおっしゃるように現年度分が未納となると繰越額が多くなってしまいますので、出来るだけ滞納繰越とならないように現年度分の徴収に努力しているつもりでございます。

(池上委員) 前の会議でも問題になったが、時効の 2 年が過ぎるともう払わなくてもいいということですか。

(事務局) 確かに何もなければ2年で時効となってしまいます。ただし、市としても時効を阻止するために本人から分納誓約をもらい時効を延長しているという現状がございます。池上委員が言われるように、出来れば徴収100%出来るのが望ましいですが、滞納者のなかには生活保護には該当しないが困窮している世帯もいるためなかなか難しいのが現状です。一方で意識的に滞納している世帯については、訪問による徴収や分納誓約を結ぶ等の努力を日々しております。現年度分が滞納繰越分となり、2年経つと時効なので予算上の数字はあまり変わらないですが、徴収できずに時効になってしまうケースは当然でできます。

(池上委員) 本日の議題3の国民健康保険料の改定については、値上げするということですよ。そうすると、未納が増えれば増えるほど、実際に納付している人の負担が増えるということですよ。結局、保険料だけでは足りないから保険料を改定して値上げしましょうということだと思のですが、ちょっとそれは安易なやり方ではないかと思いません。

(事務局) 保険料の改定には滞納分も加味しながら改定を行っています。ただし当市の場合、神奈川県では徴収率がトップなので、そういった面では他の市町村よりも努力をしながら徴収していると言えます。それに甘んじることなく引き続き努力していきませんが、徴収率のアップはなかなか難しいのが現状です。

(池上委員) このことで、一般市民として牛尾委員、松岡委員お二人の意見をお伺いしたい。

(会長) 保険料の改定に係る話題になるので議題3でお伺いします。

### 【議題3】平成28年度国民健康保険料の改定について事務局より説明

(松岡委員) 先ほど池上委員から保険料に未収がある現状について、加入者側からどう思うかという質問だったかと思えます。加入者側からすると一律に平等にもれなく回収していただきたいという考えです。しかしながら現実問題として、この保険料に限らず徴収業務にあたっている色々な機関が目標は100%ですけども、なかなかそこまで至らないということもあると思えます。その点はある程度理解しているつもりです。私としましては、事務局より県内で1番の高い収納率のお話しもございましたので、100%目指して、今まで以上に収納について頑張りたいという思いです。

(会長) 議題3の改定については何かご意見ありますか。

(松岡委員) 資料①の過去3年間における医療費の実績の月平均医療費は5月がもれていて11カ月の平均になっている。どうして5月がないのか説明をお願いします。

(事務局) 5月に関しては、支払いが他の月と扱いが違い、金額が大きくなるため平均には加えず敢えて分けて作成しています。

(松岡委員) 12ヶ月で決算なのだから、11ヶ月で平均を出しているのは分かりにくいのかなと思う。例えば、下段にでも今言われた説明の内容を記載しておけば、資料をみただけでも理解できると思います。私からの意見です。

(会長) 事務局よろしいですか。

(事務局) はい。

(松岡委員) 保険料改定について、私ども負担する側からすると、非常に大きな問題です。平成25年度に14年ぶりの改定を行った際、その後3年毎に保険料の見直しを行うとい

う方向を定めたと思うのですが、今回の保険料改定の提案については、平成 25 年度当時の改定の予定と同一のものなのかどうかということを確認したい。

(事務局) 改定の内容といたしましては、平成 25 年度に決定した方針に基づいております。適正な保険料改定をしていくにあたり、行政側としましては、その他一般会計繰入金を順次減らしていくということも大きな課題です。それにつきましては、平成 25 年度は 5 千万円程度の減額を見込み改定しました。しかしながら平成 24 年度後半からの医療費の急激な伸びにより、平成 25 年度は、これまでのその他一般会計繰入金を大きく上回る 6 億 3 千万円程度の繰入額となったため、平成 26 年度に急遽改めて改定をいたしました。それでも平成 26 年度の繰入金は 4 億 5 千万円程度となりました。平成 25 年度当時の方針からすると、その他一般会計繰入金をもっと減額するため、さらに引き上げるという選択もあったのですが、今年度から保険者支援制度の拡充により国費が投入され、その国費を見込むとその他一般会計繰入金は平成 30 年度の国保運営の県単位化までにその他一般会計繰入金を限りなくゼロに近づけるシミュレーションを立て、今回の改定幅に決定しました。

(松岡委員) 今回の改定は平成 25 年度に改定を行った当時の予定と変わりはなく、平成 26 年度には臨時的に改定をしましたという理解でよろしいですか。

(事務局) はい。

(松岡委員) 私の個人的な考えですが、国では応能、応益割合を 50 対 50 にという話があります。具体的に 50 対 50 になったときの試算はされていますか。

(事務局) 現状では、試算はしていません。

(松岡委員) 平成 30 年度に国保の運営が県単位になったとき、後期高齢者でも例のあるように 50 対 50 になるのではないかと個人的に思うわけです。今回改定をして、平成 30 年度に県単位になったときまた、保険料が一気に増えてしまうという恐れを個人的に抱いているんですけども、その点、先々どのようになっていくのか、市の方は一般会計繰入金を減らしたいという話も分かるのですが、実際に払う立場からすれば、他の市民の方におんぶしている現状も分かるのですが、収入も限られていますので少ない保険料負担であればという気持ちがあります。平成 30 年度の法改正を見越して急激な負担が発生しないような計画を考えてみる必要があるなという私の意見です。そのための一つとして 50 対 50 に仮にやってみたらどうなるのか、将来的な方向を考えるとときに必要なことかなと思います。もし可能であれば次回の会議にでも教えていただければと思います。

(会長) 事務局よろしいですか。

(事務局) はい。確かに平成 30 年度に 50 対 50 になる可能性が高いと思います。その点では低所得者の負担が上がっていくことが予想されます。ただし、一般会計繰入金の減額となると、全体で解消していく問題なので、どの層に負担がかかるかという問題はでてくると思います。平成 27 年度の当初予算で 3 億 8 千万円の繰入に対し、平成 28 年度は繰入額を 1 億 8 千万円とし、交付予定の国費 6 千万円を見越して、1 億 4 千万円を保険料改定により被保険者の方に負担をお願いしようと考えております。平成 29 年度も同じく 1 億 8 千万円の繰入金を予定しています。平成 30 年度の県単位化の際に平成 28 年度同様の上げ幅で改定を行い、他市町村と同じ状況になり繰入金も解消できるのではないかと考えています。ですので、今回の改定は繰入金のうち半分を保険料により賄える

- ように改定し、平成 30 年度の改定により繰入金をゼロにしていくというスケジュールになっています。応能応益割合の率等は、国のほうでも県単位化の具体的な方向がまだ定まっていません。新しい情報が入り次第、本協議会で報告させていただきます。
- (池上委員) 70 歳以上の被保険者が 1 割負担から 2 割負担に変更になったことにより、市の療養給付費は 9 割から 8 割に減ったことにより歳出は減るはずですよ。平成 28 年度は 2 割負担の人何人増えて、歳出はどのくらい減るか等、試算はしているのですか。
- (事務局) 9 割負担の時も 1 割は国が負担していたので、市の負担に変更はありません。
- (池上委員) 歳出は全然変わらないのですか。
- (事務局) はい。ただし、現在は全体の被保険者数はどんどん減っていますが、65 歳以上の前期高齢者の方は増えていって、医療費は上がっています。この接点がどこで終わるのかは読めません。当市の場合には規模が小さいので高額な医療に該当する方がいるだけで月に何千万と医療費が変わってきます。高額医療にかかる対象者の人数によっても変化は大きいと思います。神奈川県では医療費にかかっている費用が 5 位という状況なので変えていかなくてはいけないなと思っております。
- (若菜委員) 保険料を収納していない世帯の方は、ある金額納めたらずっと納めないのか、ぽつぽつ多少は納めるのかという世帯がいるのか教えてください。
- (事務局) 納付については、世帯によってそれぞれのケースがあります。なかには全く納めていない方もいらっしゃいますし、遅れながらも定期的に納めている方や、納付相談を受けて分納という形で納付している方もいらっしゃいます。納めない方については、被保険者証の有効期限が 4 カ月の短期証の交付や、保険の資格のみ証明する資格証の交付により保険給付に制限がかかります。
- (牛尾委員) 私はこれまで夫の勤め先の健康保険に加入していましたので、未納者がいることや 2 年で時効となってしまうことに驚きました。会社になれば健康保険料は給料から天引きされますから、払っていないということが今回率直に驚いています。国民健康保険に加入して 2、3 年ですが、資料を見ていてこんなに健康保険の医療費にお金がかかっていることにも驚きました。特定健診などを利用して軽いうちに治療し、医療費を抑えていくということもすごく大事なことだと思っている次第です。保険料の値上げはしょうがないかなと思います。生活困窮者もいると思いますので、納付可能な人に納めていただかないとやりきれない。上手にすり抜けて行く人もいるかもしれませんけれども、誰かが負担していかななくてはならないものなのではないかなと思います。
- (池上委員) 牛尾委員が言ったように、一般の方は保険の仕組みを知らない。ただ徴収するのではなく、どういう仕組みで国民健康保険が成り立っているのかをもっと啓蒙する必要があると思います。市民の人一人一人が医療費を抑える努力をしないとたちごっこですね。資料 4 を見ると、所得が低い人の方が保険料負担が厳しいんですよ。所得金額 194 万円の方が負担する保険料額と、所得金額 87 万円の方がその半分の保険料を負担するのでは、負担する重さが違う。所得の低い人の方が負担は重く感じると思います。そうすると払いたくないというふうになるのではないのでしょうか。
- (事務局) 低所得者への対応としまして、平成 28 年度より軽減割合をこれまでの 6・4 割軽減から、7・5・2 割軽減への変更を予定しています。啓蒙についてはパブリックコメントを行い市民の方の意見も伺う予定でいます。またそれ以外のところで何かあれば

周知していきたいと考えています。

[次回の協議会で諮問に対する答申（案）を議論していただくことで了承]

**【議題4】** パブリックコメントについて事務局より説明

(池上委員) 内容にもよると思うが、コメントを募集してどのくらいの市民から意見が出るのですか。

(事務局) 平成 26 年度の国民健康保険料改定についての募集に対しては、パブリックコメントによる意見はございませんでした。パブリックコメントに意見のでない案件は多いのですが、昨年策定した本市の健康増進計画については 14 件いただきました。これは市内の各医療機関にもご協力いただきパブリックコメント案を置かせていただいたこともありそのような結果になったのかなと思っております。パブリックコメントに対しての意見がでないのは大体 6 割くらいです。

(池上委員) 多くても 20 人足らず、パブリックコメントを募集する意味がないような気がします。ただやりました、市民の意見は一応聞きましたよという感じです。ですから募集するのであれば市民からもっと多くの意見がでるようなやり方を考えてもらわないと意味がないと感じます。

(事務局) 広報、ホームページ、掲示板への掲載や、各施設に資料を設置することで公共の市から発信するものを利用してやってはいるのですが、なかなか今のような現状です。

(牛尾委員) 資料も広報に掲載されるのでしょうか。

(事務局) 広報には募集しますという内容のみで資料は載せません。資料については、ホームページへの掲載と各施設への設置及び市役所の窓口を設置します。

(牛尾委員) 平成 26 年度の改定については全然耳に入ってきませんでした。口コミでもなんでもしていかないと市民の意見は汲み取れないなと思いました。

(事務局) 確かに周知の方法については考えていかなければと思いますが、市でできる周知は今のところ全て行っているのです、今後の集まり等でそのような周知の機会があればと思います。

**【議題5】** その他

田中委員より、持参資料の説明

閉会